

床面積の算定方法について(通知)

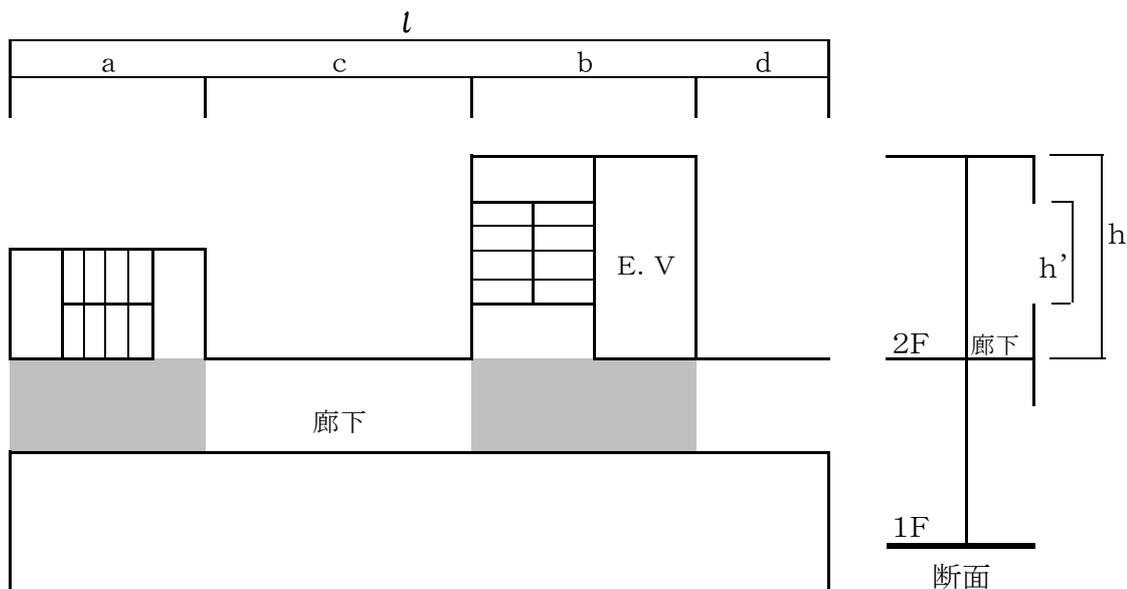
昭和53年10月16日付53建第519号
住宅部長・地方事務所長宛

開放された片廊下型共同住宅で、壁に囲まれた階段室若しくは、エレベーター室に接する廊下の部分の床面積の算定方法について、下記のとおり定めたので、事務処理に遺憾のないようにしてください。

記

開放された片廊下型共同住宅で、壁に囲まれた階段室若しくは、エレベーター室に接する廊下の部分について次の各号に該当するものは床面積に算入しない。

- 1 接する部分の1つの長さが 5m以下で、かつ、長さの合計が廊下の長さの 1/4以下であること。
- 2 片廊下のある階の壁の見付面積の 50%以上の開口部(窓は含まない。)があること。
- 3 片廊下の部分は隣地境界から 50cm以上はなれていること。



1 $a \leq 5\text{m}, b \leq 5\text{m}$ かつ $a + b \leq l / 4$

2 $\frac{(c + d) h'}{l \cdot h} \geq 0.5$